

東浦町を盛り上げよう！ 「にぎわい創出補助金」を新設！

東浦町のにぎわい創出につながるイベントの開催を促し、地域の活性化を図るため、「にぎわい創出補助金」を新設しました。イベントを計画している団体の皆さん、補助金を活用し、東浦町を盛り上げてみませんか！

●対象者 町のにぎわいや町の PR につながる新たなイベントを実施する団体

●補助対象事業（※①～⑤すべてに該当する事業）

- ①町のにぎわい創出に寄与し、その主たる効果が町内に還元される事業
- ②過去に開催実績のない事業
- ③参加者を限定せず、特定の受益者を対象としない事業
- ④来場者が 500 名以上見込まれる事業
- ⑤補助金の申請をした日の属する年度内に完了する事業

●補助対象経費

- ・ボランティアに対する謝礼等
- ・消耗品費、チラシ・ポスター等の印刷製本費等
- ・広告料、保険料、申請料等
- ・会場使用料、車両・物品・器具等のレンタル・リース料等
- ・会場設営委託料、司会業務委託料等
- ・その他経費

●補助率 10 分の 10（上限 30 万円）

ただし、イベントの主催者が参加者や出展者から費用を徴収する場合は
3 分の 2（上限 30 万円）

●申請方法

補助対象事業を実施する前に、必要書類を観光交流課に提出

- ・補助金等交付申請書
- ・事業計画書（任意様式）、収支予算書
- ・定款、規約その他の団体の概要が分かる書類

【町ホームページ】



■問い合わせ

東浦町観光交流課 ☎0562-82-1188(郷土資料館／月曜休館) 担当：楠、小出